

入間市職員定数条例新旧対照表（附則第2項関係）

改正案	現 行
<p>（職員の定数）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 次に掲げる職員は、前項各号に掲げる職員の定数外とすることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>地方公務員法第26条の5第1項の規定により、自己啓発等休業をしている職員</u></p> <p>(3)~(5) 略</p> <p>3 略</p>	<p>（職員の定数）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 次に掲げる職員は、前項各号に掲げる職員の定数外とすることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2)~(4) 略</p> <p>3 略</p>

入間市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表（附則第3項関係）

改正案	現 行
<p><u>（自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与）</u></p> <p>第17条の4 <u>地方公務員法第26条の5第1項の承認を受けた職員には、同項の自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。</u></p> <p><u>（配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与）</u></p> <p>第17条の5 <u>地方公務員法第26条の6第1項の承認を受けた職員には、同項の配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。</u></p>	